

シンビオシス～共生～

サポ協だより

vol.19

発行：一般社団法人
全国知的障害児者生活サポート協会
編集：事務局長 田口博
〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-12-14
廣瀬ビル 4階
TEL：03-5577-6351 FAX：03-5577-6352
URL：https://www.zensapo.jp/



理事長就任に当たって

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会 理事長 水流 純大



2024年5月31日の総会と同日に行われた臨時理事会におきまして、加藤前理事長の退任に伴い、後任の理事長に選任されました水流 純大 (ツル スミロ) と申します。まずもって、加藤前理事長には2006年の全国サポート協会設立以来、18年近くの長きにわたり理事長として当会を力強く牽引していただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げますとともに心からの敬意を表します。

当会は、加藤前理事長のカリスマ性と力強いリーダーシップにより、設立当初の会員数約2万人から現在では15万人を超える団体へと飛躍的に発展してきました。それを考えますと、私は経験・実績・実力・人望などどれをとっても加藤前理事長に勝るものはない若輩でありますので、協会運営をしっかりと行っていけるのか甚だ心もとないところではありますが、いただいた責務を果たせるよう全力を尽くしてまいりたいと思います。

当会の会員が加入する「生活サポート総合補償制度」は、知的障がいや発達障がいのある方々の入院や傷害、個人賠償責任を負った場合などに補償を行うもので、障がいのある方々が日常生活を送るうえで安心を担保する必要不可欠な制度です。

サポート協会設立以前は、都道府県単位で任意の「知的障害者互助会」が組織され、現在の「生活サポート総合補償制度」とほぼ同様の補償がなされておりましたが、2005年の保険業法改正により互助会事業が存続の危機に瀕した際に、AIG損害保険株式会社（当時はAIU）、株式会社ジェイアイシーのご協力のもと創設されたものです。

協会設立以来18年近くが経過し、これまでB、Cプランの創設や2020年の保険料改定、2024年の発達障がい児者への対象者の拡大等を行ってきました。また、2025年4月からは個人賠償責任補償の変更（補償追加及び保険料改定）が予定されています。この生活サポート総合補償制度は、①ケガだけでなく病気の補償もある、②無告知で簡単に加入できる、③（病気補償に設定される）年齢別の保険料の設定がない、④既往症による入院等も補償される、といった他に類を見ない特徴を持った総合的な補償制度です。

障がいのある方々が安心して日常生活を送ることができるよう、この制度が将来にわたって持続的に安定的に運営されることが最も重要なことだと考えております。各県サポート協会の皆様、AIG、ジェイアイシーの皆様と手をとり合って制度の安定的な運営に資するよう微力ながら力を尽くしてまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

一般社団法人全国知的障害児者生活サポート協会 2024年度役員

	サポート協会名等	氏名		サポート協会名等	氏名
理事長	さくらじま(鹿児島県)	水流 純大	理事	やまゆり(神奈川県)	市川 高弘
副理事長	ハンズ(新潟県)	片桐 宣嗣		福井県	川端 幸代
	大阪	安本 伊佐子		兵庫県	小原 冷子
	ひのくに(熊本県)	栗崎 英雄		山口県	榎本 利光
	愛知県	川崎 純夫		愛媛県	丹生谷 孝之
	北海道	畑中 三枝子	事務局長	※常務理事	田口 博
理事	岩手県	鎌田 信也	監事	税理士	江幡 寛
	宮城県	伊藤 公善		東京都	藤田 進
	埼玉県	長岡 均	顧問	弁護士	大石 剛一郎
	なのはな(千葉県)	黒田 聡		※前理事長	加藤 正仁
	東京都	山下 望	補償制度アドバイザー	(株)ジェイアイシー	梅木 亮

今こそ next stage への幕開けの時！

顧問（前理事長） 加藤 正仁



2006年に一般社団法人全国知的障害児者生活サポート協会は立ち上がりました。思えば18年余りの時間が流れました。当時の福祉状況はわが国始まって以来の変革の嵐の最中でした。

それまでの障がい児者は、戦後の混乱からの救済対策としての措置と言われる行政処分の対象であり、施しとか哀れみの対象として位置付けられていました。しかし、今世紀に入り急速な地球的規模での人権意識の高揚と共に、我が国でも障がい者観の大きな見直しとそれに伴う制度政策のコペルニクス的な見直しと転換が始まった時期でした。我々関係者の互助的で自助的救済事業の法的禁止事態が引き金となって、今日の「一般社団法人全国知的障害児者生活サポート協会」の立ち上げとなりました。当時2ヶ月間で35万余の署名を得ての国会、政府への陳情活動、厚生労働省や金融庁などの法改正担当者との陳情談義、国会記者クラブでの記者会見など短期間にさまざまな要望活動を精力的に行い、その結果が前例のないこの世界での唯一無二の補償制度となっているのはご案内の通りです。

この間、18年余の関係者の精力的な passion と mission に基づく展開の中で、今15万人を超える会員数となっています。しかし、この数字は我が国の関係者の数を想う時、道半ばと言わざるを得ません。今がインクルージョンと言われる時代であってみれば、関係者の自立生活とそれと裏腹のリスクを共に支える手立ては自助・共助・公助の全ての面で拡大しなければならないことは明白であるからです。

コロナの沈静化、人口減少化、高齢化社会化、国財政逼迫化、市民意識の多様化など急速な社会現象、生活環境の悪化への新たな視点からの speed 感のある対応はどの分野でも例外ではあり得ません。

当会においてもここで理事長を交替し、AIG・JIC・協会の三位一体的信頼を基本とした換骨奪胎、不易流行の視点からの当会の一層の version up を期すべきと決断させていただきました。

就きましては、当会の立ち上げ、発展にご尽力いただいた多くの諸先輩、同志の皆様方にも衷心からの感謝とご理解をお願いしつつ、現会員の皆様にもこの件に格段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

感謝の内に



2024年度『アートブリュット作品展』入賞作品



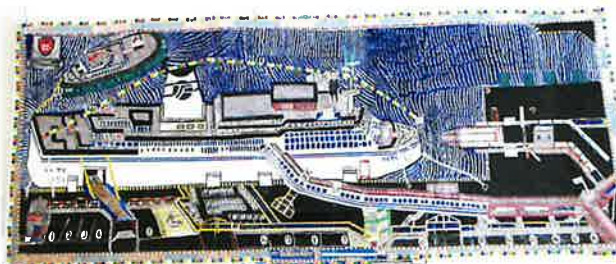
2024年度は全国から過去最多の712作品の応募がありました。当会には134作品が出品され、総会にて投票を行い、票数の多かった以下の3作品を入賞といたしました。

※ 作品作者名 敬称略

なお、当会に出品された全作品は、当会ホームページ (<https://zensapo.jp/artbrut/> 右上QRコード) でご覧になれます。



笑笑 新家壮太



太平洋フェリーいしかり 杉上彰治



日本大学伊豆多賀警察署 平本吉胤

生活サポート総合補償制度 2025年度改定のご案内

生活サポート総合補償制度は、**2025年4月1日より補償内容等と掛金の改定を実施いたします。**

1. 背景（改定の目的）

生活サポート総合補償制度は 2006 年当時、保険業法改正という大きな壁を乗り越え、各地の旧互助会制度を引き継いだ形で誕生した、知的障がい児者・自閉症児者の日々の暮らしをサポートするための他に例のない制度です。2024 年度より発達障がい児者にも対象を広げ、年齢にかかわらず、知的障がい児者・発達障がい児者（自閉症児者を含む）の方であればご加入いただけ、また既往症も補償できるという特色から現在、全国の会員は約 155,000 人にまで達しました。

一方、近年「法律上の損害賠償責任」について、判例等の法的解釈に変化がみられる現状を踏まえて、本制度の「個人賠償責任補償特約」のご請求時に、引受保険会社にて損害賠償責任の有無をより厳密に確認する運びとなりました。

また、損害賠償責任の有無を厳密に確認した結果、保険金のお支払いができないケースも想定されるため、それらの一部をカバーできるよう新しい補償を導入することといたしました。

上記の背景から、当補償制度の持続的な維持・発展のため、当会ならびに各サポート協会、AIG 損害保険株式会社、ジェイアイシーグループの三者にて協議を重ね、2024 年 5 月の 全国サポート協会総会にて、2025 年 4 月 1 日より制度改定を実施することが決議されましたのでその内容をお知らせいたします。

2. 保険金ご請求時の確認事項

個人賠償責任補償特約のご請求時に「法律上の損害賠償責任の有無」を、より厳密に確認させていただきます。

3. 補償改定内容

個人賠償責任補償：「施設等管理下財物復旧費用」を新設

日常生活中において、被保険者本人（＝補償を受ける方）が、施設の壁や窓ガラスなどの施設管理財物を損壊した場合、法律上の損害賠償責任有無を問わず、修理するために要する費用について50万を限度にお支払いします。損壊部分を修理しえない場合は、その再取得費用とします。

【対象】全てのプランに自動付帯されます

【保険金額】50万円（年間通算限度額）

【自己負担額】なし

4. 2025年度制度掛金の変更

本改定を受け、全てのプランの掛金（保険料）の値上げを行います。

	改定前 掛金	改定後 掛金
Aプラン	19,500円（保険料 17,000円 / 制度運営費 2,500円）	24,270円（保険料 21,770円 / 制度運営費 2,500円）
Bプラン	25,200円（保険料 22,720円 / 制度運営費 2,480円）	30,170円（保険料 27,670円 / 制度運営費 2,500円）
Cプラン	22,000円（保険料 19,510円 / 制度運営費 2,490円）	26,960円（保険料 24,460円 / 制度運営費 2,500円）

※現加入プランと同等の掛金水準プランを別途ご用意しております。詳細はご加入のサポート協会にお問い合わせください

5. 改定実施に向けたスケジュール

改定内容の詳細について「2025年度会員継続のご案内」（2025年2月頃に発送予定）にて再度お知らせいたしますので、必ずご確認ください。

6. 「生活サポート総合補償制度」2025年4月1日改定後のプラン内容

		Aプラン	Bプラン	Cプラン
入院給付金	傷害疾病付添介護保険金	8,000円	8,000円	-
	傷害疾病入院時室料 差額費用保険金	3,000円	3,000円	-
	傷害疾病入院諸費用保険金	1,000円	1,000円	4,000円
	傷害疾病入院一時金	5,000円	6,000円	-
	死亡・後遺障害	100,000円	100,000円	500,000円
ケガの補償	入院	3,000円	5,000円	5,000円
	通院	2,000円	3,000円	3,000円
個人賠償責任補償	個人賠償責任補償条項	1億円	3億円	3億円
	新設 施設等管理下財物復旧費用	500,000円	500,000円	500,000円
	免責金額	0円	0円	0円
弁護士費用等補償	損害賠償請求費用	-	2,000,000円	2,000,000円
	法律相談費用	-	50,000円	50,000円
	弁護士接見費用	-	10,000円	10,000円
職業従事中事故 対応費用補償	職業従事中事故対応費用 補償特約	-	-	100,000円
病気で死亡したとき の補償	疾病葬祭費用補償条項	100,000円	100,000円	-
掛金合計		24,270円	30,170円	26,960円

※ご不明点がございましたら、ご加入のサポート協会にご確認ください。

会員向けに税金・法律・年金 電話無料相談を実施しています

一般社団法人全国知的障害児者生活サポート協会では、昨年度より会員様（生活サポート総合補償制度ご利用の皆様）向けに税金（税理士）・法律（弁護士）・年金（社会保険労務士）の先生方による日時指定の予約制無料電話相談を実施しております。

詳細は当会相談事業専用ホームページ（<https://zensapo.jp/consultation/>）または、相談事業専用フリーダイヤル（0120-55-7701）までお問合せください。

注意

※1 相談内容によってはお受けできない場合もあります。

※2 予約電話は、月～金9:00～17:00までとなります。

※3 ご相談、お問合せの際、加入者証をご用意いただくとスムーズです。

※4 ご相談の対応は、月～金9:00～17:00までとなります。

編集後記

来年度の保険料改定記事掲載のため、例年より遅い発行になりました。大変重要な内容となっておりますのでぜひご一読ください。

また、今年度、当会は発足から初めて理事長が替わり、新たなステージを踏み出すことになりました。